

栃木県労働委員会年報

令和7（2025）年版
－労働委員会80周年－



栃木県労働委員会事務局

はじめに

この年報は、令和7年に栃木県労働委員会が取り扱った審査・調整事件の処理状況及び当委員会の概要を取りまとめたものです。

併せて、本年は、労働委員会創設80周年という節目に当たることから、公・労・使の委員を代表して3名の皆様に御寄稿いただきました。

この10年の間に、コロナ禍を契機としたテレワーク拡大や、令和元年に施行された働き方改革関連法の施行等による、多様で柔軟な働き方への取組が広がり、外国人材の受入れ拡大など労働情勢は大きく変化しています。これに伴い、労働委員会が対応する審査・調整事件、相談内容等は、複雑化、多様化しております。

労働委員会では、このように労働情勢が大きく変化する中においても、今後とも、三者構成の特色を活かしながら、委員及び事務局職員が一体となって、中立・公平な機関として労使紛争の解決や、より良い労使関係の確立のための活動に努めて参ります。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和8（2026）年2月

栃木県労働委員会

事務局長 高橋 一貴

目 次

労働委員会 80 周年寄稿	1
第 1 章 労働委員会の運営	
1 組織	5
2 会議等の開催状況	7
3 広報・啓発活動	11
第 2 章 労働組合の資格審査	
1 概要	12
第 3 章 不当労働行為事件の審査	
1 概要	13
2 審査の経過	16
第 4 章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 の規定による認定告示	
	17
第 5 章 労働争議の調整	
1 調整事件（集団的労使紛争）の概要	18
2 個別労働関係紛争事件の概要	22
3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	27
第 6 章 労働相談	
1 労働相談の状況	30
2 労働相談会の状況	31

勞動委員會80周年寄稿

労働委員会80周年に寄せて

橋 本 賢二郎（会長）

私は平成28年11月から栃木県労働委員会の公益委員を拝命し、現時点では在職10年目となります。そして、令和5年7月から栃木県労働委員会会長を仰せつかり、現在は2期目となっています。この間、公益、労働者、使用者の各側委員の皆さんには次々と交代され、私が就任した当時から在職しているのは公益委員の杉田委員のみとなり、私が2番目の古株委員となってしまいました。

この10年間に栃木県労働委員会が取り扱った不当労働行為審査請求事件、労働争議調整事件、個別労働関係紛争事件の件数は本文に記載がありますが、各事件併せて當時1～2件程度が係属していたような実感であり、年ごとの大きな変化はありませんでしたが、大きな影響を受けたのはやはり新型コロナウィルス感染症拡大という出来事だったと思います。

新型コロナウィルス感染症についての政府による最初の緊急事態宣言が発せられた令和2年4月以降も、栃木県労働委員会に対しては、不当労働行為審査請求や個別労働関係紛争あっせんの新規申立はそれ以前とそれほど変わらずに継続しており、社会における労働組合の活動はコロナ禍に打ち消されることなく行われていたことが窺えますが、他方、私が担当した不当労働行為審査請求事件においても争点となりましたが、直接面談での団体交渉開催の可否という問題も生じており、このことは、各地の労働委員会でも全国労働委員会会議でも、「WEB会議による団体交渉」を法律上適正な団体交渉と認めるかどうかということが論点として議論されました。

また、コロナ禍のために、関東ブロック労働委員会三者連絡協議会が中止になったり、全労委総会がWEB会議方式での開催となって全国の労働委員会委員が東京に一堂に会することなく行われ、また、各地の労働委員会においても、総会の開催や、事件の期日自体もWEB会議方式での開催を導入するという報告もありました。栃木県労働委員会においても、コロナ禍の緊急事態宣言が発せられていた期間中、県をまたぐ移動は控えるよう政府から要請があったため、栃木県内に在住していない委員のために総会にWEB会議で参加してもらうこととなりました。

その後令和5年4月になり、新型コロナウィルス感染症がいわゆる5類に引き下げられてコロナ禍はようやく終息し、社会は元の姿へと戻りつつありますが、コロナ禍での経験をもとに、各地の労働委員会ではいわゆるDX化への取り組みを加速して行っているようです。栃木県労働委員会においても、総会への委員の出席をWEB会議による参加を認める余地を新たに定めたほか、総会資料を事前に電子メールに添付して送付し、ペーパーレス化を進めているところです。この流れは、裁判所における民事裁判手続が令和8年5月

から全面的にIT化され、裁判所の事件記録が完全ペーパーレス化されることもあり、労働委員会における事件処理のシステムにも今後全面的なIT化の流れが及んでくるのではないかと予想しています。

このように、この10年間の流れを見ると、まさに激変の時代だったのではないかと感じます。これから10年も、社会の変化に伴って、労働委員会のあり方に大きな変容を迫られることになると予感しますが、どれほど時代が変わっても、労働委員会が期待される、労使紛争の円満な解決に向けて公・労・使の三者が一致協力して取り組んでいくということには変わりはないものと思います。

親切・丁寧な紛争解決を

鈴木 正（労働者委員）

労働委員会制度設立 80 周年記念、大変おめでとうございます。

さて、私の栃木県労働委員会との関わりの最初は、平成 14 年度に私が所属していた労働組合の法人登記のための資格審査申請です。労働組合の規約にも「労働組合は法人とする」という記載があり資格審査申請致しました。上部団体からは、簡単に登記できる話も聞いておりましたが、いざ資格審査申請を行うと労働組合規約の不備等々があり、最終的には労働組合大会で労働組合規約改定を行い、半年以上かかり資格審査証明書を受理し大変苦労した思い出があります。

そして、私が栃木県労働委員会労働者委員となったのは、平成 29 年 7 月からとなります。労働委員会との関わりは、上記資格審査申請以後はないだろうと思っていた自分がまさか、その労働委員会労働者委員になるとは思いもよらなかったです。

さて、これまで私が担当した事件は、個別労働関係紛争 1 件、集団的労使紛争 4 件、不当労働行為審査事件 2 件です。

私が労働委員会労働者委員となった直後に担当したのは、不当労働行為審査事件です。労働委員会での審議方法、関係法令、言葉、進め方等々が全くわからない状態での審査が約 1 年 8 か月行われたのが最初でした。この間、先輩の公労使の先生、職員の皆様にアドバイスを頂き、さらには申請者、被申請者への調査は親身に内容をお聞きしての審議でしたが、最終的に命令書（棄却）と言う結果となりました。

その後担当した各事件では、最初に担当した事件での勉強がためになったと思います。また、労働委員会での各事件の審議においては、労働委員会事務局の事前職員調査があつての審議かと思います。この事前職員調査内容を読み込むことにより、問題点の整理等が事前にえ、当日の審議もスムースにでき処理日数の短縮につながっていると思います。

最後に、労働委員会は戦後まもなく労働組合法によって設けられ、80 年の歴史がある制度です。この間色々な事件を審議してきたかと思います。現在取り扱う事件は、昔とは異なり考えられない事件もあります。労働組合の組織率は低下している現状ですが、労働問題は多岐にわたり存在し、「労働組合があればこんな問題はない」という事件もあります。労働委員会は、そのような事件を公労使が「親切・丁寧な紛争解決」を行う機関として、昔から変わらないよい制度で、今後も変わらない制度だと思っています。

労働委員会 80 周年を迎えて

鈴木 達朗(使用者委員)

栃木県労働委員会が創設 80 周年を迎えたことを、心よりお祝い申し上げます。長年にわたり、労使関係の安定と公正な労働秩序の確立に取り組んでこられた関係者の皆様に、まずは敬意を表したいと思います。

私は令和6年7月に使用者委員に任命され、労使関係の解決に関わる制度と、これまで以上に向き合う立場となりました。正直に申し上げれば、学生時代には民法でさえろくに勉強せずに卒業し、労働法についても、これまで日常的に接してきた分野ではありません。委員就任が決まってから、関係法令や制度を改めて学び直しました。いわば、必要に迫られての「にわか勉強」からのスタートだったと思っています。

しかし、実際の事件や審議に関わる中で、労働委員会が担う役割の重さや、一つ一つの判断が当事者の将来や職場環境に与える影響の大きさを、強く実感するようになりました。使用者委員としての役割は、使用者側の事情を述べるにとどまらず、労使双方の主張や背景を丁寧に整理し、公・労・使の三者構成により、現実的で納得感のある解決を探ることにあると考えています。

そのためには、法令の理解はもちろんのこと、現場の実情や当事者が置かれている状況に目を向け続ける姿勢が欠かせません。今後は、基礎的な学びを重ねながら、より多角的な視点で事案に向き合っていきたいと考えています。

80 年にわたり積み重ねられてきた労働委員会の歩みの中では、私はまだ、学ぶ立場にあります。その一員として、目の前の案件に一つ一つ丁寧に向き合っていくことを大切にしていきたいと思います。

令和 7 年 年報

第1章 労働委員会の運営

1 組織

(1) 委員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている。

委員の任期は、2年である。

[第47期 栃木県労働委員会委員（任期：令和7年7月28日～令和9年7月27日）]

（公益委員）

氏名	現職	就任年月
会長 橋本 賢二郎	弁護士	平28.10
会長代理 安田 真道	弁護士	令5.7
石松 英昭	(元栃木県国体・障害者スポーツ大会局長)	令7.7
平山 真理	白鷗大学教授	令7.7
杉田 明子	弁護士	平27.7

（労働者委員）

氏名	現職	就任年月
鈴木 正	JAM北関東栃木県連絡会副事務局長	平29.7
森田 了介	UAゼンセン栃木県支部支部長	令5.7
中島 一実	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	令7.7
丹 和子	日本労働組合総連合会栃木県連合会女性委員会顧問	令7.7
相羽 加津美	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員長	令5.1

（使用者委員）

氏名	現職	就任年月
鈴木 達朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	令6.7
糸川 英一	北関東綜合警備保障株式会社専務取締役	令元.7
名村 史絵	三信電工株式会社代表取締役	令5.7
市川 剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長	令3.7
鍋島 明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長	令3.7

(2) あっせん員候補者

令和7年12月31日現在のあっせん員候補者は、次のとおりであり、委員15人（第47期委員）及び事務局職員3人の計18人である。

氏名	職業	阅歴	委嘱年月
石松英昭	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県国体・障害者スポーツ大会局長	令7.7
橋本賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28.11
杉田明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会长	平27.7
平山真理	白鷗大学教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学准教授	令7.7
安田真道	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会长	令5.7
鈴木正	JAM北関東栃木県連絡会副事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平29.7
森田了介	UAゼンセン栃木県支部支部長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	UAゼンセン常任中央執行委員	令5.7
中島一実	日本労働組合総連合会栃木県連合会会长 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	令7.7
丹和子	日本労働組合総連合会栃木県連合会 女性委員会顧問 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会 栃木県連合会副会長、 女性委員会委員長	令7.7
相羽加津美	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合 栃木県協議会議長	令5.1
糸川英一	北関東綜合警備保障株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東綜合警備保障株式会社常務取締役	令元.7
鈴木達朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行馬頭支店長	令6.8
名村史絵	三信電工株式会社代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	三信電工株式会社取締役副社長	令5.7
市川剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社 取締役総務部長	令3.7
鍋島明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島事務所社員	令3.7
高橋一貴	栃木県労働委員会事務局長	栃木県保健福祉部次長 兼保健福祉課長	令7.4
駒場広行	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県経営管理部安足 県税事務所長	令6.4
斎藤香	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐（総括）（審査調整担当）	栃木県産業労働観光部 労働政策課長補佐（産業人材育成担当）	令7.4

(3) 事務局組織

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 係長(1) — 副主幹(1) — 主査(1)
(総括) (審査調整担当) — 主任・主事(3)

2 会議等の開催状況

(1) 総会

回数	開催年月日	主な議題
1519	7. 1. 9	(報告事項) 令和7年度総会日程及び諸会議開催予定
1520	7. 2. 6	(報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第1号紛争 (2) 令和7年(個)第2号紛争
1521	7. 3. 6	(報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第1号紛争 (2) 令和7年(個)第2号紛争 2 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の運営
1522	7. 4. 3	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第2号紛争 (2) 令和7年(個)第3号紛争 2 第692回公益委員会議の結果 3 争議行為予告通知 4 栃木県情報公開条例施行規程の全部改正 5 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営
1523	7. 5. 8	(報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第2号紛争 (2) 令和7年(個)第3号紛争 (3) 令和7年(個)第4号紛争 2 労働組合の資格審査 3 情報公開条例に基づく開示請求 4 刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会 5 協賛名義の使用許可 6 「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」中間報告 7 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営

1524	7. 6. 5	(報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第2号紛争 (2) 令和7年(個)第4号紛争 2 争議行為予告通知 3 第693回公益委員会議の結果 4 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果 5 「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施計画
1525	7. 7. 3	(報告事項) 1 第694回公益委員会議の結果 2 争議行為予告通知 3 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の結果 4 令和7(2025)年度委員研究会 5 第47期栃木県労働委員会委員任命式、臨時総会等の日程
1526	7. 7. 28	(審議事項) 1 会長及び会長代理の選挙 2 総会議事録の承認方法 3 あっせん員候補者の委嘱
1527	7. 8. 7	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件 2 労働争議の調整関係 (1) 令和7年第1号争議
1528	7. 9. 11	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件 2 労働争議の調整関係 (1) 令和7年第1号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第5号紛争 (2) 令和7年(個)第6号紛争
1529	7. 10. 2	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件 2 労働争議の調整関係 (1) 令和7年第1号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第5号紛争 (2) 令和7年(個)第6号紛争 4 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の結果 5 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求 6 令和7年度とちぎネットアンケートの実施

		7 令和8年度労働委員会関係予算（案） 8 東京都労働委員会審問見学
1530	7.11.6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件 2 労働争議の調整関係 (1) 令和7年第1号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第7号紛争 4 争議行為予告通知 5 労働相談会の結果
1531	7.12.4	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和7年(個)第7号紛争 (2) 令和7年(個)第8号紛争 3 争議行為予告通知 4 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果 5 令和7年度委員研究会 6 令和7年度「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施結果

(2) 公益委員会議

回数	開催年月日	議題
692	7.3.12	(審議事項) ・法人登記のための資格審査
693	7.5.26	(審議事項) ・労働委員会委員推薦のための資格審査 ・法人登記のための資格審査
694	7.6.5	(審議事項) ・法人登記のための資格審査

(3) 各種連絡会議等（委員関係のみ）

ア 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

期日 令和7年11月13日～14日

場所 東京大学 安田講堂

講演 「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」

講師 元中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏

議題 1 「働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について」

(パネルディスカッション、質疑等) (中労委提案)

2 「コロナ禍の教訓から学ぶ」(事例発表、質疑等) (中労委提案)

イ 全国労働委員会会長連絡会議

期日 令和7年6月13日

場所 ダイワロイネットホテル和歌山

講演 「今後の労働基準関係法制の検討課題」

講師 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏

議題 「和解の取組について」(中労委提案)

ウ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(ア) 第154回

期日 令和7年5月15日～16日

場所 ホテルニューイタヤ

議題 1 「スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について」

(千葉県労働委員会提案)

2 「労働紛争の現状と労働委員会の役割について」【講演】

講師 明治大学法学部教授 山川 隆一 氏 (栃木県労働委員会提案)

(イ) 第155回

期日 令和7年9月8日～9日

場所 京成ホテルミラマーレ

議題 1 「当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応」

(東京都労働委員会提案)

2 「フリーランス、スポットワーク等をめぐる紛争と労働委員会の役割」【講演】

講師 東洋大学名誉教授 鎌田 耕一 氏 (千葉県労働委員会提案)

エ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

期日 令和7年9月9日

場所 京成ホテルミラマーレ

議題 「各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてど

のように対応しているのか。(どのような対応方針を考えているのか。)」

(千葉県労働委員会提案)

(4) 委員研究会(委員の資質向上のための取組)

講演会

期日 令和7年2月6日

場所 栃木県庁本館6階大会議室2

演題 「フリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス法)の主な内容と労働法の適用」

講師 東洋大学名誉教授 鎌田 耕一 氏

(5) 労働相談会（個別労働関係紛争処理制度周知月間における活動）

（那須塩原会場）

期 日 令和7年10月18日（土）10:00～16:00

場 所 那須塩原市図書館みるる サクシード・ツグナラホール

（宇都宮会場）

期 日 令和7年10月23日（木）13:00～19:00

場 所 イトーヨーカドー宇都宮店（2階宇大側エレベーター前）

※ 日本司法支援センター法テラス栃木は両会場、県社会保険労務士会は宇都宮会場で合同開催

3 広報・啓発活動

(1) 個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）の周知・広報

ア 路線バス車内にチラシ掲出（9月19日～10月24日宇都宮市及び那須塩原市）

イ 那須塩原市営バス車内にチラシ掲出及び車体前面のフロントグリル幕掲出（10月1日～31日）

ウ 県立図書館との連携事業として関連図書の展示（9月26日～10月23日）

エ 市町図書館との連携事業として関連図書の展示等（11市町24図書館）

(2) 労働相談会の周知活動

ア チラシ配布

イ フリーペーパー、タウン情報誌及び市町広報紙への掲載

ウ とちぎテレビでの放映（9月議会テレビ中継における休憩時間）及びラジオ出演

エ 県メールマガジンへの掲載

オ 県公式X（旧「Twitter」）での情報発信

カ リスティング広告による労働相談会案内HPの上位表示

(3) 相談内容別チラシの作成・配布

「労働契約終了時のルール」を作成し、相談件数の多い業種を中心に配布

(4) 労働委員会制度の認知度向上

ア LRT車内での自動音声広告放送（10月1日～31日 東宿郷停車場 上り）

イ JR宇都宮駅西口ペデストリアンデッキ横断幕掲示（10月1日～31日）

ウ 第10回栃木県フェア（イオンモール佐野新都市）でのブース出展

エ 包括連携協定企業の関係企業等へのチラシ配布依頼

オ 各関係機関のメールマガジン、ホームページ、会報等への掲載依頼

カ 外国人向け労働委員会三つ折りリーフレットの作成

キ 県総合庁舎への労働委員会PR横断幕掲示

ク とちぎネットアンケートの実施による雇用関係トラブルの調査及び調査結果公表

第2章 労働組合の資格審査

1 概要

本年の取扱件数は、前年からの繰越しが1件、新規係属が3件であった。

これを係属事由別にみると、労働者委員推薦に係るものが1件、不当労働行為救済申立てに係るもののが1件、法人登記に係るものが2件であり、このうち3件が本年中に終結し、1件が翌年に繰越しとなつた。

(1) 資格審査状況

番号	組合員数	係 屬 事 由	係属年月日	終結年月日	終 結 状 況	処理日数
601	209	法 人 登 記	6. 10. 28	7. 3. 12	適合	136
602	3	法 人 登 記	7. 4. 23	7. 6. 5	適合	44
603	205	労 働 者 委 員 推 薦	7. 5. 9	7. 5. 26	適合	18
604	6	不当労働行為救済申立て	7. 8. 1	係属中	—	—

(2) 年次別労働組合資格審査件数調(過去10年)

区分 年次	県内の労組法適用		前年繰越し	新規係属	計	新規係属事由別件数				取下げ・打切り	審査結果		終結件数	補正勧告	未終結繰越し
	組合数	組合員数				委員推薦	救済申立	法人登記	その他の		適	不適	合		
28	593	122, 599	2		2						2		2		
29	594	124, 187		1	1	1					1		1		
30	596	126, 340		3	3		2	1		1			1		2
元	577	124, 389	2	3	5	2	1			1	3		4		1
2	566	123, 973	1	1	2		1			2			2		
3	563	123, 415		3	3	1	2				1		1		2
4	564	122, 715	2	3	5	1	2			2	1		3		2
5	556	118, 974	2	2	4	1	1			2	2		4		
6	554	118, 288		2	2		1	1		1			1		1
7	548	117, 778	1	3	4	1	1	1			3		3		1
計	—	—	—	21	—	7	11	3		9	13		22		—

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要

新規申立てによる1件を取り扱い、次年に繰越しどなった。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和7年(不) 第1号事件	7.7.24	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調 (過去10年)

年次	区分 前年 繰 越 し て	新規 申 立 計	新規申立ての理由別分類									和 解	取 下 げ	却 下 済	命令		終 結	未 終 結 繰 越 し	
			1 号	2 号	3 号	1 号	1 号	1 号	2 号	2 号	救 済				救 済	棄 却			
28	2	2														1	1	2	
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1				3	
3		2	2		2													2	
4	2	2	4		2							1	1					2	2
5	2	2	4		2						2			1		3	1		
6	1		1								1						1		
7		1	1	1														1	
計	—	13	—	2	8		1		2			7	1	1	3	2	14	—	

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調（過去 10 年）

区分 年次	終結事件	命 令						却 下	和 解	取 下 げ			
		計		救 済		棄 却							
		件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数						
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616					
29													
30													
元	3	493	2	498	1	388	1	607		1	483		
2	3	249						1	290	2	228		
3													
4	2	271								1	259		
5	3	327	1	449	1	449				2	266		
6	1	331								1	331		
7													
計	14	433	5	625	3	693	2	612	1	290	7	313	
										1	282		

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調（過去 10 年新規申立て分）

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱	金 融 保 險 業	建 設 業	電 氣 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
6											
7	1										1
計	2	1		3	1		1	1		4	13

(5) 再審査の申立状況

本年中に申し立てられた再審査はなかった。

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

本年中に行われた履行確認はなかった。

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和7年(不)第1号事件

申立人	X (組合)				申立時の組合員数	6名
被申立人	Y				申立時の従業員数	約80名
申立概要	<p>Xは、Y社内に令和6(2024)年6月1日に結成された第2組合である。</p> <p>組合員Aは、令和6(2024)年2月1日にYに入社し、同日から同年3月6日を期間とする雇用契約書を作成して以降、雇用契約書を交わしてこなかったが、令和7(2025)年3月21日、同年6月6日を期限とする雇用契約書に即日の署名を求められ、署名した。</p> <p>同年4月24日、Yは、組合員Aに雇用契約終了日を同年6月6日とする「契約期間満了通知書」を手交した。</p> <p>Xの求めに応じてYから通知された「雇止め理由証明書」によると、雇止めの理由は、組合員Aが、前回契約更新以降、就業時間中に車内での喫煙行為を少なくとも8回行ったこととされた。</p> <p>しかし、同年4月に「契約期間満了通知書」を手渡された時点では、営業管理部統括部長は、組合員Aに対し、「社内でたばこを吸っていることは雇止めをする大きな理由ではない。」と述べていた。</p> <p>同年6月3日、XとYは、組合員Aの雇止めについて団体交渉を実施したが、Yには、組合員Aの雇止めを撤回する意思がなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第1号の不当労働行為である労働組合の組合員であることの故をもって行われた不利益取扱いに該当するとして、救済の申立てをした。</p>					
7条該当号	1					
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地位確認 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス 					
担当委員	公	安田	労	相羽	使	鍋島
審査状況	7.7.24	不当労働行為救済申立て				
	7.9.17	職員調査（被申立人）				
	7.9.19	職員調査（申立人）				
	7.10.20 ～7.12.3	第1～2回委員調査				
調査回数		審問回数		和解協議回数		
終結区分					処理日数	

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定して告示することになっているが、本年中に行った認定告示はなかった。

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

本年の取扱件数は新規受付の1件で、組合からのあっせん申請となっており、解決で終結している。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	3	4	5	6	7
取扱件数	前年からの繰越し					1	
	新規申請		1		3	1	1
	合 計		1		3	2	1
	うち使用者申請件数						
終結区分別件数	終結	解決	1				1
		取下げ			1	1	
		打切り（不調）			1	1	
		不開始					
		合 計	1		2	2	1
	翌年に繰越し				1		

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	3	4	5	6	7
農業、林業						
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業				1		
製造業					1	
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業	1					
医療、福祉				1		1
複合サービス事業				1		
サービス業(他に分類されないもの)						
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合 計	1		3	1	1	

(3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

企業規模	年	3	4	5	6	7
50人未満				1		
50～100人未満		1		1		
100～200人未満					1	
200～300人未満						
300人以上				1		1
未調査						
合 計		1		3	1	1

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	3	4	5	6	7
組合承認・組合活動						
協約締結・全面改定						
協約効力・解釈						
賃金		2		4	1	
一時金				1	1	
その他賃金に関する こと		2		1		
退職一時金・年金				1		
解雇手当・休業手当				1		
給与以外						
経営又は人事				1		1
解雇・雇止め				1		1
福利厚生						
団交促進						
事前協議制						
その他				1	1	
合 計		2		6	2	1

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和5年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行った。

(5) 調整員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年 処理日数	3	4	5	6	7
10日以内					
11~20日					
21~30日					
31~40日					
41~50日					1
51~60日			1		
61~70日					
71~80日				1	
81日以上	1		1		
合計	1		2	1	1
総処理日数	184	—	197	75	44
平均日数	184	—	98	75	44

(6) 事件一覧

番号	事件番号	調整事項	申請者	申請年月日	終結区分	調整回数	処理日数	調整員
				調整員 指名年月日				
1	令和7年 第1号 あっせん	・解雇は無効であるとした、解決金の支払い 〔解雇・雇止め〕	労	7.8.1 7.9.16 7.10.29	解決	1	44	橋本 鈴木(正) 鈴木(達) 駒場

※ 処理日数は、調整員を指名した日から終結日までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和7年第1号あっせん

申 請 者	労働組合	組 合 員 数 (関係組合員数)	55 名 (1名)
業 种	医療	従 業 員 数	10,050 名
調 整 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇は無効であるとした、解決金の支払い 		
申請までの経過	<p>組合員Aは、期間の定めがない労働契約であり、解雇は無効であるとし、組合は団体交渉を実施。使用者は、雇止めが有効であるとの主張を譲らず、労使双方の意見が対立したため、あっせんを申請した。</p>		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の内容は、期間の定めがない。 ・組合員の勤務は、欠勤、早退、遅刻がない。他の職員と協働して仕事をすることについて困難であると述べた者はいない。また、懲戒処分を受けていない。 <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の内容は、労働条件通知書兼雇用契約書のとおり、期間の定めがある。 ・雇止めが有効な理由は、運営にあたって、他職員と協働して業務を実施すること等が困難だと判断したためである。 		
調 整 状 況	7. 8. 1	申請	
	7. 9. 16	あっせん員指名	
	7. 10. 29	第1回あっせん・解決	
調 整 結 果	<p>労働契約が無期雇用か有期雇用であるかについて、労使間の認識が大きく異なっていた。</p> <p>解決金の額に開きがあったが、あっせん員が額の譲歩を求めて調整した結果、労使双方が合意したため、協定書を締結し、本件争議は解決した。</p>		
終 結 区 分	解決	処 理 日 数	44

2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しではなく、新規申請は8件で、全て労働者からの申請だった。

そのうち、1件は打切り、5件は不開始で終結し、2件は繰越しになった。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	3	4	5	6	7
取扱件数	前年からの繰越し		2		1	1	
	新規申請		2	6	9	6	8
	合 計		4	6	10	7	8
	うち使用者申請件数					1	
終結区分別件数	終結	解決	2	2	3		
		取下げ			1	3	
		打切り（不調）			2	2	1
		不開始	2	3	3	2	5
		合 計	4	5	9	7	6
		翌年に繰越し		1	1		2

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	3	4	5	6	7
農業、林業						1
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						2
製造業		1	1			
電気・ガス・熱供給・水道業						1
情報通信業						
運輸業、郵便業		1				
卸売業、小売業					1	
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業		1				
宿泊業、飲食サービス業			1			
生活関連サービス業、娯楽業			2			
教育、学習支援業	1				1	
医療、福祉	1	2	4	2		
複合サービス事業					2	
サービス業(他に分類されないもの)		1	1	2	2	
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合 計	2	6	9	6	8	

(3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

企業規模	年	3	4	5	6	7
10人未満			1	5	1	2
10～50人未満		1	4	3	2	3
50～100人未満						
100～300人未満				1		
300～500人未満			1			
500人以上		1			3	3
未調査						
合 計		2	6	9	6	8

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	3	4	5	6	7
経営又は人事		2	1	4	7	4
普通解雇			1	1	3	
契約更新拒否、雇止め						1
配置転換、出向・転籍					2	
復職					1	1
解雇以外の懲戒処分				1		
退職		2		2	1	2
賃金等		3	1	10		5
賃金未払		1	1	6		1
賃金減額						1
一時金		1				
退職一時金		1		1		
休業手当				1		
諸手当						1
その他賃金				2		2
労働条件等		3		8	2	1
労働契約		1				1
休日・休暇		1				
年次有給休暇		1		3		
時間外労働				2		
安全・衛生					1	
その他の労働条件等				3	1	
職場の人間関係		1	4	4	2	3
パワハラ・嫌がらせ		1	4	4	2	3
その他						1
合 計		9	6	26	11	14

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年 処理日数	3	4	5	6	7
10日以内			1		
11~20日	1	1		1	1
21~30日		1	5		
31~40日	1				
41~50日				1	
51~60日					
61~70日					
71~80日					
81日以上					
合 計	2	2	6	2	1
総処理日数	53	40	119	63	20
平均日数	26	20	19	31	20

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
1	令和7年 (個) 第1号 あっせん 【サービス業(他に分類されないもの)】	<ul style="list-style-type: none"> 解雇による経済的・精神的損害に対する解決金の請求及び謝罪 〔復職〕〔退職〕 	労	7. 1. 9 — 7. 2. 12	不開始	—	—	—
2	令和7年 (個) 第2号 あっせん 【電気・ガス・熱供給・水道業】	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償請求の撤回及び弁済金の返還 〔その他〕 	労	7. 1. 14 7. 5. 14 7. 6. 2	打切り	1	20	杉田 吉成 市川 高橋

[私傷病休暇から復職したが退職となり、手続きに不満があるとして金銭解決を求めた事案]
被申請者が、配慮を尽くしていて対応に非はなかったとして参加を拒否したため、不開始となった。

[退職代行業者を利用した退職の前日に業務を行わなかつたとして事業主から損害賠償を求められた事案]
申請者は、退職代行業者に設備工事を行わなかつたとの説明はしておらず、工事を行った旨主張したが、双方の事実認識が異なり、また、退職代行業者が間に入っていたことから事実推定も困難となり打切りとなつた。

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
3	令和7年 (個) 第3号 あっせん 【農業、林業】	・従前の雇用契約の更新 〔契約更新拒否、雇止め〕 〔労働契約〕	労	7.3.10 ―― 7.4.9	不開始	—	—	—
		〔雇止め予告通知の撤回後、契約更新の際に従前より短い期間で更新無の労働条件を提示され、従前の期間での契約更新を求めた事案〕 被申請者が、提示案が最大限の配慮であり譲歩は難しいとして参加を拒否したため、不開始となった。						
4	令和7年 (個) 第4号 あっせん 【建設業】	・不当な賃金減額、未払賃金、精神的苦痛に対する慰謝料 〔賃金未払〕〔賃金減額〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	7.4.9 ―― 7.5.9	不開始	—	—	—
		〔使用者から業務妨害をされ、不当な降格・退職勧奨を受けたとして賃金減額や未払手当相当額、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者の主張する事実に身に覚えがなく譲歩の余地がないとして参加を拒否したため、不開始となった。						
5	令和7年 (個) 第5号 あっせん 【複合サービス業】	・交通費及び就業に係る準備品購入費の支払 〔諸手当〕〔その他賃金〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	7.8.6 ―― 7.9.26	不開始	—	—	—
		〔ハラスメント調査のため自宅待機を命じられ、その間の補償について説明どおりの履行がされていないとして支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者の主張する説明を行った事実はなく譲歩の余地がないとして参加を拒否したため、不開始となった。						
6	令和7年 (個) 第6号 あっせん 【複合サービス業】	・勤務予定だったシフト分の賃金相当額支払 〔配置転換、出向・転籍〕	労	7.8.6 ―― 7.9.26	不開始	—	—	—
		〔同僚からいじめを受けたが、使用者が対応せず退職せざるを得なかったとして勤務予定分の賃金相当額の支払いを求めた事案〕 被申請者は、申請者との面談で解決しており事実認識が大きく異なるとして参加を拒否したため、不開始となった。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
7	令和7年 (個) 第7号 あっせん 【サービス業(他に 分類されないも の)】	・雇止めの撤回	労	7.10.31 7.12.24	繰越し			
8	令和7年 (個) 第8号 あっせん 【建設業】	・未払の残業代及び休日 出勤手当の支払い	労	7.11.7	繰越し			

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

争議行為予告通知の取扱件数は、20件であり、全て中央労働委員会（以下「中労委」）の受付であった。

争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は労働組合の本部を有する5件（延べ11件）について実情調査を実施し、全て解決して終結した。

（1）争議行為予告通知一覧表

番号	通知者	争議項目	受付	受付年月日	備考
7-1	国鉄労働組合	2025.4.1以降の賃金引上げ等	中労委	R7.2.14	
7-2	全日本建設交通一般労働組合	2025春闘（賃金の引き上げ等）及び夏季一時金闘争	中労委	R7.2.14	
7-3	全国電力関連産業労働組合総連合	2025春季生活闘争（賃金の引き上げ等）	中労委	R7.2.21	
7-4	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	2025春闘要求（分類・統廃合計画の撤回等）、2025年度一時金要求	中労委	R7.2.26	
7-5	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取り組み、最低賃金協定締結の取り組み、一時金の取り組み、定年延長の取り組みと労働諸条件の改善等	中労委	R7.2.27	実情調査実施
7-6	国鉄動力車労働組合総連合	4月1日以降新賃金、夏季手当及び労働条件の改善	中労委	R7.2.27	
7-7	エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金をはじめとする要求等	中労委	R7.2.27	
7-8	情報産業労働組合連合会KDDI労働組合（KDDI株式会社）	2025春闘要求（賃金の改善等）	中労委	R7.2.28	
7-9	情報産業労働組合連合会KDDI労働組合（KDDIエンジニアリング株式会社）	2025春闘要求（賃金の改善等）	中労委	R7.2.28	
7-10	全日本国立医療労働組合	2025春闘賃金・労働条件改善に関わる要求	中労委	R7.2.28	争議行為発生
7-11	日本私鉄労働組合総連合会	25春闘（月例賃上げ要求、年間臨時給要求等）	中労委	R7.3.3	実情調査実施
7-12	ロジスティード労働組合	賃金引き上げ、一時金	中労委	R7.3.3	
7-13	郵政産業労働者ユニオン	2025年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委	R7.3.7	
7-14	リムジンバス労働組合	2025年度労働協約改定（賃上げ要求、臨時給要求）	中労委	R7.3.7	
7-15	全日本運輸産業労働組合連合会	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	中労委	R7.5.21	実情調査実施
7-16	全日本国立医療労働組合	2025年度増員要求、2025年度秋闘賃金・労働条件改善に関わる要求	中労委	R7.10.8	
7-17	全日本建設交通一般労働組合	2025年秋季闘争及び冬季一時金闘争	中労委	R7.10.10	

7-18	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	理事会（役員会）について三者構成とすること、機構本部に「職員部」及び「人事部」を新設すること等 基本給月額引上げ、諸手当を2025年 人事院勧告どおりに引き上げること等 2025年度年末一時金要求・2.35か月ブ ラス全員一律5万円（常勤職員及び再 雇用職員）等	中労委	R7.10.16	
7-19	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金闘争の取組雇用対策の取組等	中労委	R7.10.30	実情調査実施
7-20	日本私鉄労働組合総連合会	2025年秋季年末闘争における治療と仕事の両立支援のための環境整備、育児介護におけるさらなる環境整備等	中労委	R7.11.10	実情調査実施

(2) 労働争議実情調査一覧表

(公益事業)

番号	事件名	業種	従業員数	組合員数	交渉事項	調査開始日	争議行為有無	最終交渉日	調査終結日	終結事由
7-1	栃南通運(株)	道路貨物運送業	100	65	賃金の引き上げ等	R7.3.11	無	R7.3.25	R7.3.27	解決
7-2	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	賃金の引き上げ等	R7.3.11	無	R7.3.17	R7.3.18	解決
7-3	関東自動車(株)	道路旅客運送業	974	460	賃金の引き上げ等	R7.3.11	無	R7.3.18	R7.3.19	解決
7-4	東武バス日光(株)	道路旅客運送業	43	38	賃金の引き上げ等	R7.3.11	無	R7.3.18	R7.3.21	解決
7-5	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	一時金の要求貫徹	R7.5.23	無	R7.6.7	R7.6.9	解決
7-6	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	一時金の要求貫徹	R7.5.23	無	R7.7.1	R7.7.2	解決
7-7	栃南通運(株)	道路貨物運送業	100	65	年末一時金等	R7.10.31	無	R7.11.19	R7.11.20	解決
7-8	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	年末一時金等	R7.10.31	無	R7.11.17	R7.11.18	解決
7-9	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	年末一時金等	R7.10.31	無	R7.10.31	R7.10.31	解決

7-10	東武バス日光 (株)	道路旅客運送業	43	38	治療と仕事の両立支援や育児介護における環境整備等、福利厚生制度の拡充、各種手当及び休暇の対象拡充	R7.11.19	無	R7.11.21	R7.11.21	解決
7-11	関東自動車 (株)	道路旅客運送業	974	460	治療と仕事の両立支援や育児介護における環境整備等、通勤手当増額	R7.11.19	無	R7.12.4	R7.12.5	解決

第6章 労働相談

1 労働相談の状況

相談件数は、254件（労働者から245件、使用者から9件）であった。

内容別件数は、360件で、そのうち351件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが69件と最も多く、次いで「退職」「労働契約」、「労働保険」に関するものの順であった。

区分		年・相談者別	3	4	5	6	7			備考
			計	計	計	計	労	使	計	
		相談実件数	85	106	143	229	245	9	254	
経営又は人事	相談内容別	①整理解雇		3		2	1		1	
		②普通解雇	4	9	6	15	9		9	
		③退職強要	2	4	1	2	5		5	
		④契約更新拒否、雇止め	3	2	5	3	14		14	
		⑤配置転換、出向・転籍		3	5	11	12		12	
		⑥復職	3	1		2	1		1	
		⑦懲戒解雇				4	3		3	
		⑧解雇以外の懲戒処分			5	4	3		3	
		⑨退職	10	11	13	31	47	2	49	件数2位
		⑩勤務延長、再雇用			1	6				
		⑪その他経営又は人事	5	2	6	9	1		1	
		小計	27	35	42	89	96	2	98	
賃金等	相談内容別	⑫賃金未払い	10	9	13	17	14		14	
		⑬賃金増額	1		1	4	1		1	
		⑭賃金減額	2		2	4	7		7	
		⑮一時金			1	1		2		2
		⑯退職一時金			1	1	1	3		3
		⑰解雇手当	1		1		3		3	
		⑱休業手当			1	2	3		3	
		⑲諸手当	1	1	2	8	7		7	
		⑳その他賃金		4	5	17	3		3	
		㉑年金				1				
		小計	15	16	27	54	43		43	
労働条件等	相談内容別	㉒労働契約	3	6	11	9	21		21	件数3位
		㉓労働時間	2	2	7	12	14		14	
		㉔休日・休暇	2	1	1	13	10		10	

区分		年・相談者別	3	4	5	6	7		備考	
			計	計	計	計	労	使	計	
相談内容別	労働条件等	㉕年次有給休暇	3	3	9	17	11	1	12	
		㉖育児休業・介護休業			1	1	6		6	
		㉗時間外労働		1	2	5	6		6	
		㉘安全・衛生	3	2	3	8	5	1	6	
		㉙福利厚生制度				2	2		2	
		㉚社会保険	1	1	5	5	10	1	11	
		㉛労働保険	3	3	13	17	15	1	16	件数4位
		㉜その他の労働条件等	7	3	5	8	5		5	
		小計	24	22	57	97	105	4	109	
職場の 人間関係	㉝セクハラ	㉝セクハラ	1	3	4	2	5		5	
		㉞パワハラ・嫌がらせ	22	34	44	57	67	2	69	件数1位
	小計	23	37	48	59	72	2	74		
	㉟その他	22	32	19	39	35	1	36		
相談内容別件数合計			111	142	193	338	351	9	360	

※ 「㉟その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、労働組合関係、事業者間の紛争等

2 労働相談会の状況（再掲）

「1 労働相談の状況」のうち、労働相談会（第1章2(5) 参照）における相談内容及び相談実件数は以下のとおりであった。この他、日本司法支援センター法テラス栃木が4件、栃木県社会保険労務士会が2件を受け付けた。なお、労働相談は全て対面で実施した。

区分		会場・相談者別	那須塩原会場			宇都宮会場			総計	
			労	使	計	労	使	計		
相談実件数			5		5	5		5	10	
相談内容別	経営又は人事	㉛契約更新拒否、雇止め				1		1	1	
		㉜配置転換、出向・転籍	1		1	2		2	3	
		㉝退職	1		1	1		1	2	
	賃金等	㉞賃金未払い				1		1	1	
		㉟賃金減額	1		1				1	
	労働条件等	㉟労働契約	1		1				1	
		㉞休日・休暇				1		1	1	
		㉘安全・衛生				1		1	1	
	職場の人間関係	㉝セクハラ				1		1	1	
		㉞パワハラ・嫌がらせ	2		2	1		1	3	
㉟その他			1		1				1	
相談内容別件数合計			7		7	9		9	16	

発行年月

令和8(2026)年2月

(ホームページ)

編集発行者

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3337 FAX 028-623-3338

